



宮 崎 県 公 報

令 和 7 年 2 月 6 日 (木 曜 日) 第 583 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		札参加資格等…………… (物品管理調達課) 1
○指定自立支援医療機関 (更生医療) の指定…………… (“) 1		公 告
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 1		○入札公告…………… 3
○令和7年度における特定調達契約に係る競争入		公安委員会規則
		○警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯 の禁止及び制限に関する規則等の一部を改正す る規則…………… 4

告 示

宮崎県告示第59号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550200960	カルミア	宮崎県都城市祝吉 二丁目7-4	社会福祉法人みの り福祉会	宮崎県都城市菓子 野町9523番地1	令和7年2月1日	児童発達支援

宮崎県告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
春光会記念病院	日南市	腎臓 (更生医療)	令和7年 2月1日

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
セイシエル薬局島之内	宮崎市	薬局	令和7年 2月1日
あじさい薬局東宮店	宮崎市	薬局	令和7年 2月1日
SOU訪問看護ステーション宮崎	宮崎市	訪問看護	令和7年 2月1日

宮崎県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第62号

令和7年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年宮崎県規則第69号) 第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) 並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和7年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札参加資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和7年12月29日から同月31日まで及び令和8年1月2日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、競争入札参加資格審査が参加を希望する競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月1日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者（この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品

	電気機器
	通信機器
	厨房機器
	防災保安機器
	工作機器
	その他
医療・理化学機器類	医療機器
	理化学機器
	計測機器
	介護福祉機器
農林水産土木機器類	農林水産業機器
	建設土木機器
材料類	土建用資材
	標識
	塗料
	諸材
車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
	船舶販売・整備
	航空機販売・整備
	バイク・自転車
印刷類	平版活版
	軽印刷
	フォーム印刷
	特殊印刷
	青写真
	航空写真・マイクロ写真
薬品類	医薬品
	農業薬品
	化学工業薬品
燃料類	石油製品
	高圧ガス
家具・木工類	家具・木工
	室内装飾・畳
寝具・被服類	寝具
	被服・装備品
	消防・警察用品
	靴・鞆
百貨・日用品類	百貨
	記念品・美術品
	写真・カメラ
	時計・貴金属
	ガラス・陶器
	楽器
	スポーツ用品
	金物・荒物・雑貨
	食品
看板・旗類	看板
	旗・染物
その他	シート・テント
	肥飼料・種苗
	書籍
	古物買受
	その他
サービス（役務）	賃貸業務
	電算機器

の提供)に関する業種	事務機器	事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理(システム開発含む)
		データエントリ
		その他
	その他	クリーニング
		運送
		廃棄物処理
		調査・研究・検査
		保守・点検
		食事・給食
		保険
文化財保存・修復		
その他		

公 告

入札公告

電子入札等システムサービス利用業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和7年2月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 電子入札等システムサービス利用業務
- (2) 業務の特質等 電子入札等システムサービス利用業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

2 契約に係る特記事項

- (1) この企画提案競技に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第5号の規定による契約であり、県は、1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始

の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

(6) 令和2年4月以降に契約し、国、都道府県又は政令市において、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人港湾空港総合技術センターが開発した「電子入札コアシステム」を用いた電子入札システムの開発及び運用業務を行った実績を有する者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号 0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和7年2月6日から令和7年3月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 電子入札等システムサービス利用業務企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。))及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所 宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号 0985(26)7179

(2) 配布期間 令和7年2月6日から令和7年3月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 企画提案競技参加資格審査申請書の提出先、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加資格審査申請書を提出すること。

- (1) 提出先 宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当
- (2) 提出期限 令和7年3月4日午後5時(郵送であっても必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)、電子メール(gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp)

7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法

- (1) 提出先 宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当
- (2) 提出期限 令和7年3月12日午後5時(郵送であっても必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)、電子メール(gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp)

8 審査

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、又は最優秀提案者決定までに3の要件を満たさなくなった者
- (2) 企画提案競技参加資格審査申請書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 6(2)の提出期限までに企画提案競技参加資格審査申請書を提出しなかった者
- (5) 7(2)の提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な提案をした者
- 10 企画提案競技に関する事務を担当する部局
宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当
- 11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Providing a computer system that manages public works procurement information and electric bid
- (2) Proposal submission deadline: 5:00p.m.12 March, 2025
- (3) Point of contact: Engineering Planning Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadorihigashi Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7179

公安委員会規則

警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年2月6日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

宮崎県公安委員会規則第1号

警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則等の一部を改正する規則

(警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部改正)

第1条 警備業法第17条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(昭和47年宮崎県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(警戒じょうの携帯の禁止) 第3条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。 (1) [略] (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務(警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。) ア～カ [略] (3) [略]	(警戒じょうの携帯の禁止) 第3条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。 (1) [略] (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務(警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。) ア～カ [略] (3) [略]

(警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「認定証を交付した公安委員会の名称」を「認定をした公安委員会の名称」に、「認定証の番号」を「認定の番号」に改める。

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

第3条 警備業法令事務取扱規則(平成17年宮崎県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(認定申請等に対する拒否の通知) 第5条 法第5条の規定による認定及び法第7条第2項の規定による認定の有効期間の更新に係る通知のうち、次の各号に掲げる	(認定申請等に対する拒否の通知) 第5条 法第5条の規定による認定及び法第7条第2項の規定による認定の有効期間の更新に係る通知のうち、次の各号に掲げる通

通知にあっては、当該各号に定める様式により、所轄警察署長を経由して行うものとする。

(1) [略]

(2) 法第7条第3項の規定による認定証の有効期間を更新しない旨の通知 別記様式第3号

(警備員指導教育責任者兼任の承認手続)

第8条 府令第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者兼任の承認の申請は、別記様式第7号により、当該営業所の所在地の所轄警察署を経由して行うものとする。

2 [略]

知にあっては、当該各号に定める様式により、所轄警察署長を経由して行うものとする。

(1) [略]

(2) 法第7条第3項の規定による認定の有効期間を更新しない旨の通知 別記様式第3号

(警備員指導教育責任者兼任等の承認手続)

第8条 府令第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者兼任又は府令第60条ただし書の規定による機械警備業務管理者兼任の承認の申請は、別記様式第7号により、当該営業所又は基地局の所在地の所轄警察署を経由して行うものとする。

2 [略]

別記様式第3号中「認定証」を「認定」に改める。

別記様式第7号から別記様式第9号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

宮崎県公安委員会指令第 号

警備員指導教育責任者
機械警備業務管理者 の兼任承認通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者 の兼任承認
機械警備業務管理者

は、次の条件を付して承認する。

1 兼任できる 営業所 基地局 は、次の各 営業所 基地局 とする。

(1) 名 称

所在地

(2) 名 称

所在地

(3) 名 称

所在地

2 上記の各 営業所 基地局 が兼任の要件を満たさなくなった場合は、各々の 営業所 基地局

に専任の 警備員指導教育責任者
機械警備業務管理者 を置くこと。

また、この場合は、警備業法 第11条第1項
第42条第3項 の規定による変更届出を行うこと。

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

様式第 9 号 (第 8 条関係)

(表)

宮崎県公安委員会指令第 号

警備員指導教育責任者
機械警備業務管理者 の兼任不承認通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった 警備員指導教育責任者
機械警備業務管理者 の兼任承認

は、次の理由により承認しない。

理 由

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部改正）

第 4 条 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則（平成27年宮崎県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（公表する事項）</p> <p>第 3 条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 認定証番号（警備業法に基づく行政処分に限る。）又は届出証明書番号（探偵業法に基づく行政処分に限る。）</p> <p>（2）～（7） [略]</p>	<p>（公表する事項）</p> <p>第 3 条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 認定の番号（警備業法に基づく行政処分に限る。）又は届出の受理番号（探偵業法に基づく行政処分に限る。）</p> <p>（2）～（7） [略]</p>

別記様式中

「 認定証・届出証明書番号 」

を

「 認 定 の 番 号
届 出 の 受 理 番 号 」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則、警備業法令事務取扱規則及び警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。